

議題4 母子保健事業について

5 歳児健康診査支援事業について

5歳児健康診査支援事業について

こどもみんなの
こども家庭庁

「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業 新規

成育局 母子保健課

令和7年度概算要求額 16億円（一）
【令和5年度補正創設】

事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。
※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援を行うことより、全国の自治体での「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の実施を目指す。

事業の概要

◆ 対象者

- ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児

◆ 内容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

① 1か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、こどもの健康状態や育児の相談等

② 5歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達障害など心身の異常の早期発見（精神発達の状況、言語発達の遅れ等）、育児上問題となる事項、必要に応じ、専門相談等

◆ 留意事項

- (1) ①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- (2) ②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

実施主体等

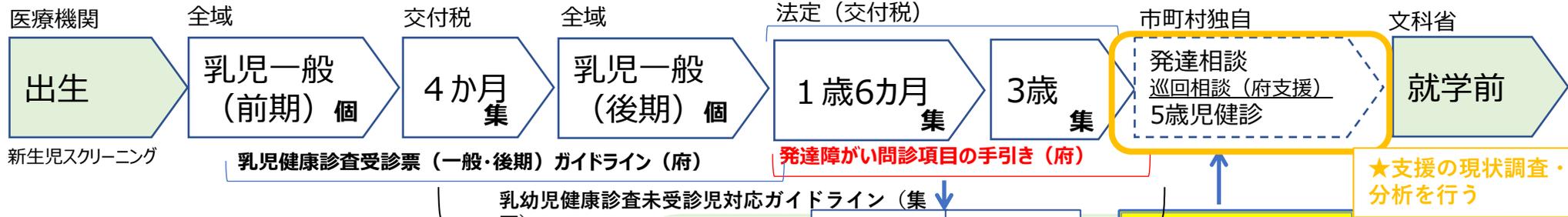
- ◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価：① 6,000円/人（原則として個別健診） ② 5,000円/人（原則として集団健診）



国のマニュアル

「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業について（府の取り組み）

府
現
行



【保健施策】

先天性代謝異常等検査
 新生児聴覚検査
 乳児家庭全戸訪問事業
 未熟児・育成・小慢医療費助成
 保健所による市町村への技術的助言

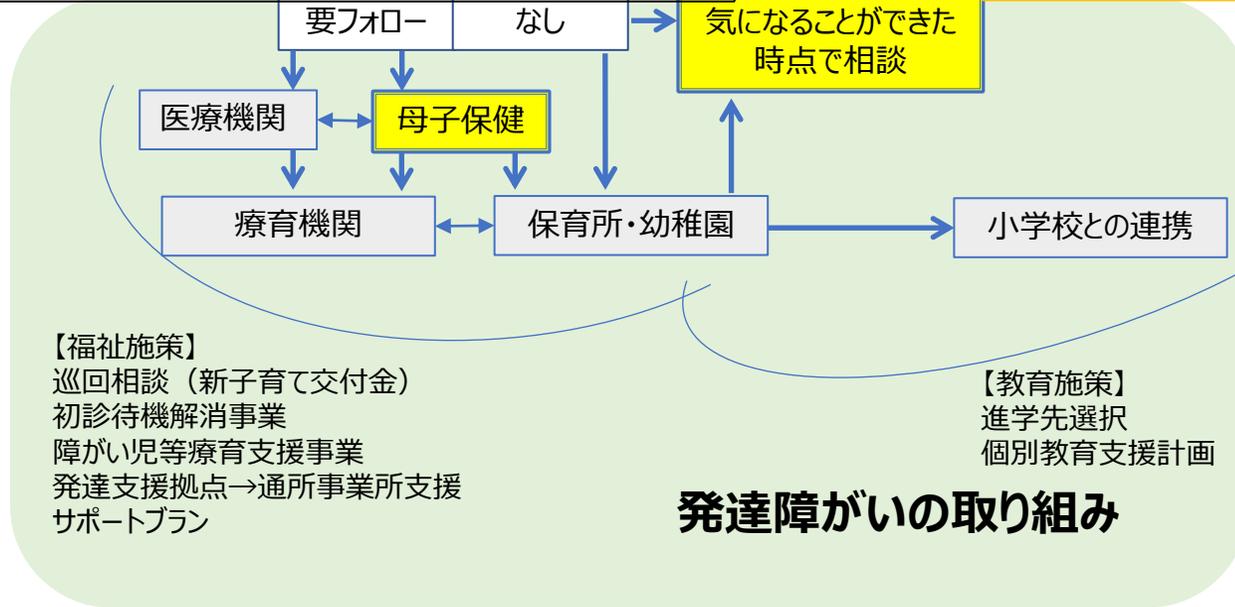
健診ガイドライン作成
 乳児健診価格統一
 屈折検査機器導入助成
 人材育成

【1か月児健診】

府内全域で乳児一般前期を1か月健診に変更
 ⇒乳児健診ガイドライン改定（R6.3）
 （令和6～7年度は経過期間）

【5歳児健診】

令和5年度以前から守口市（巡回）、能勢町（集団）実施
 令和6年度より新たに5市で実施（予定含む）



【福祉施策】

巡回相談（新子育て交付金）
 初診待機解消事業
 障がい児等療育支援事業
 発達支援拠点→通所事業所支援
 サポートプラン

【教育施策】
 進学先選択
 個別教育支援計画

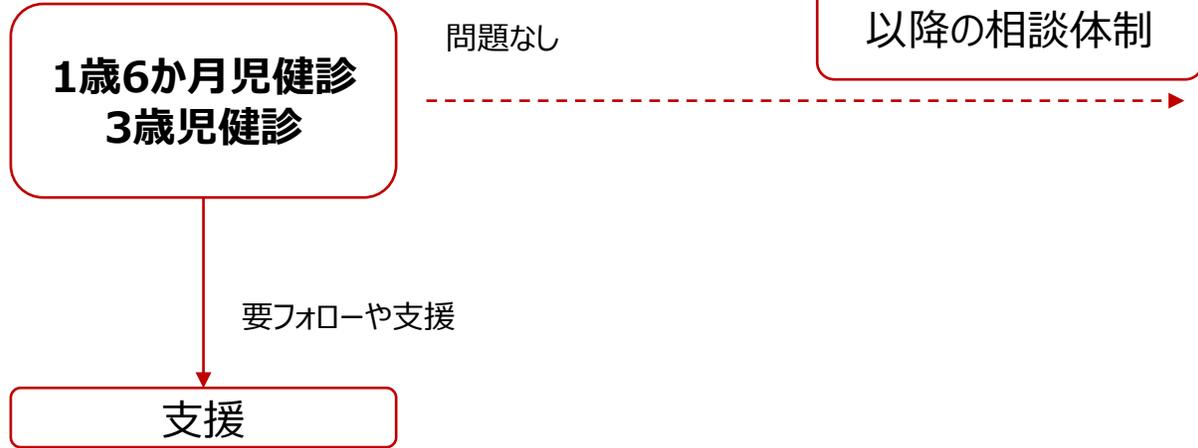
発達障がいの取り組み

【今年度の取り組み】

- ・ 5歳児健診の課題、取り組み方針を検討するためワーキングを3回程度開催予定
 構成：政令中核市、5歳児健診実施市町、医師、庁内（健康医療部、福祉部、教育庁）
- ・ 第1回目を5月に実施し、医師等健診従事者、紹介先医療機関の確保、療育、教育との連携などサポート体制が必要との意見があった。
- ・ 府独自の取り組みとして発達障がい問診項目の手引きを作成、このほか市町村において発達相談などの事業を実施しており、支援の必要な方には対応できているのではないかとこの意見もあった。
- ・ これらを踏まえ、**全市町村を対象に調査を実施**し結果を踏まえ、必要に応じて各種ガイドライン等を修正を検討。

乳幼児健診について(令和5年度)

法定健診 1歳6か月児健診	集団健診(一部個別1市)	受診率 R5 96.9%	(参考:R4 97.2%	R3 95.7%)
3歳児健診	集団健診(一部個別1市)	受診率 R5 94.6%	(参考:R4 94.4%	R3 93.4%)



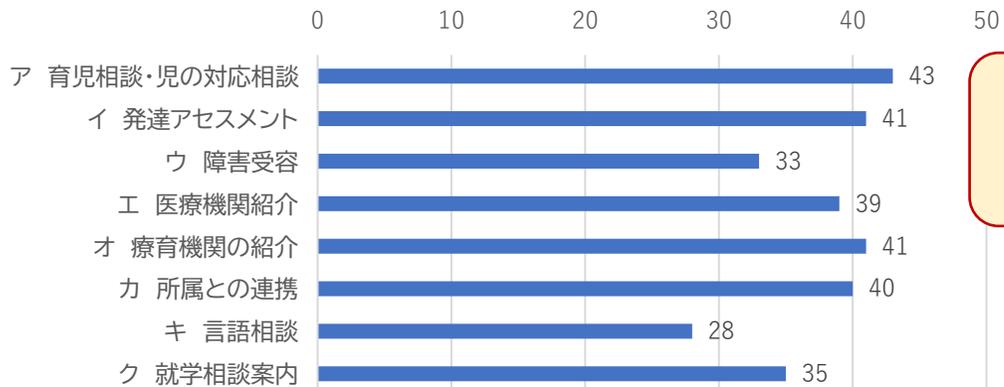
3歳(3歳6か月)児健診以降の、発達障がい(疑い含む)児の把握の機会や相談体制について

相談体制((n=43)(複数回答)



一次健診後の健診・相談体制(二次健診、発達相談を含む)について

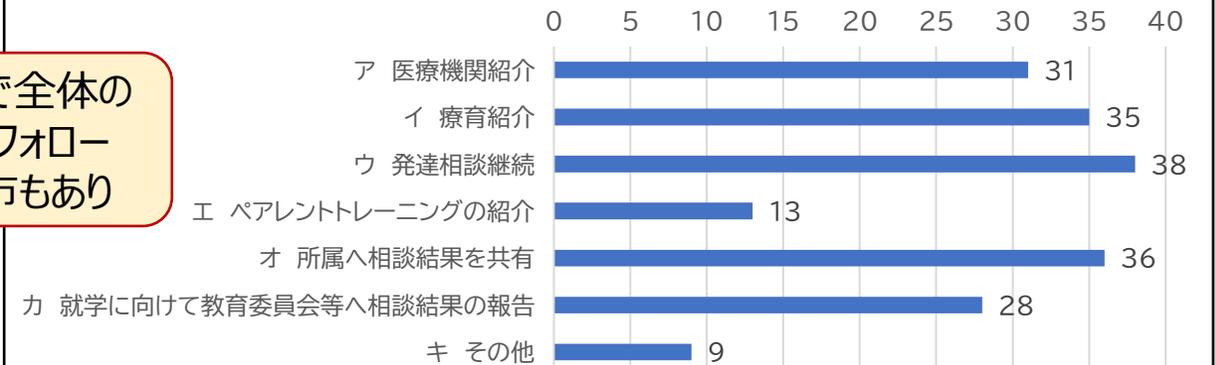
支援内容(n=43)複数回答



5歳時点で全体の約2割をフォローしている市もあり

発達相談後のフォロー状況

発達相談後のフォロー(n=43)複数回答



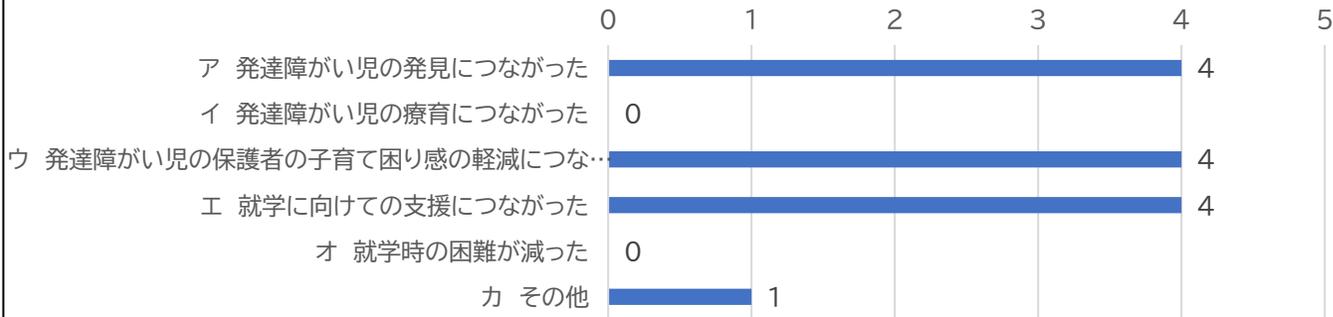
5歳児健診を実施しての効果及び課題

5歳児健診を実施している5市町 能勢町、柏原市、藤井寺市、富田林市、大阪狭山市

5歳児健診で要フォローとなった児の割合(平均) **20.4%**

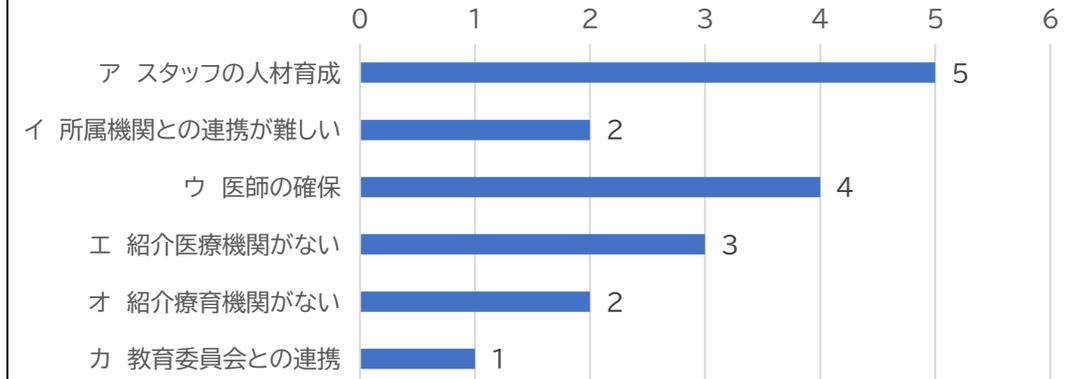
5歳児健診で新たに要フォローとなった児の割合 **14.4%**

実施しての効果(n=5)(複数回答)



5歳児健診で支援の見直しができるケースや新たに支援につながった

実施上の課題(n=5)(複数回答)



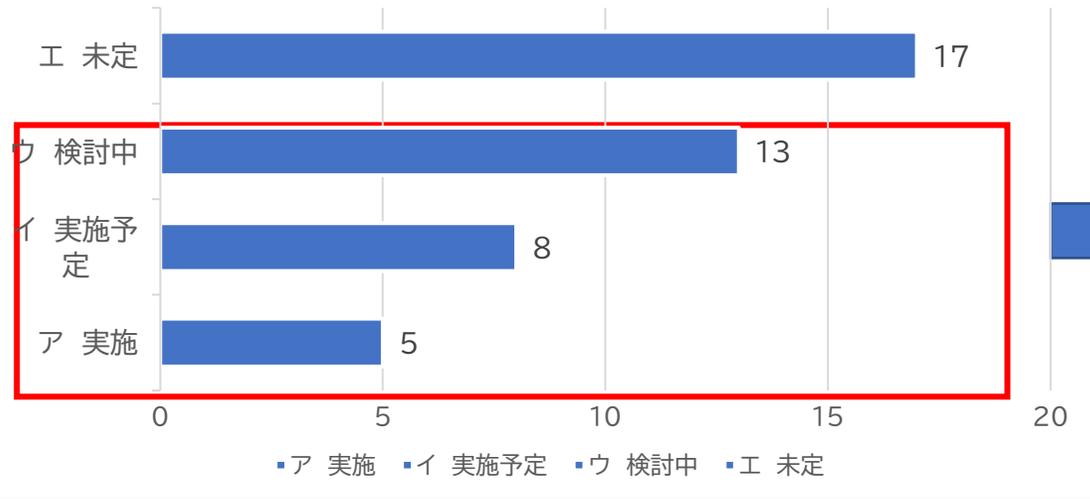
- ①心理師の確保
- ②未受診時の対応や健診の要フォロー基準がないため市独自の基準で実施しており評価が難しい。

就学に向けての支援について(自由記載)

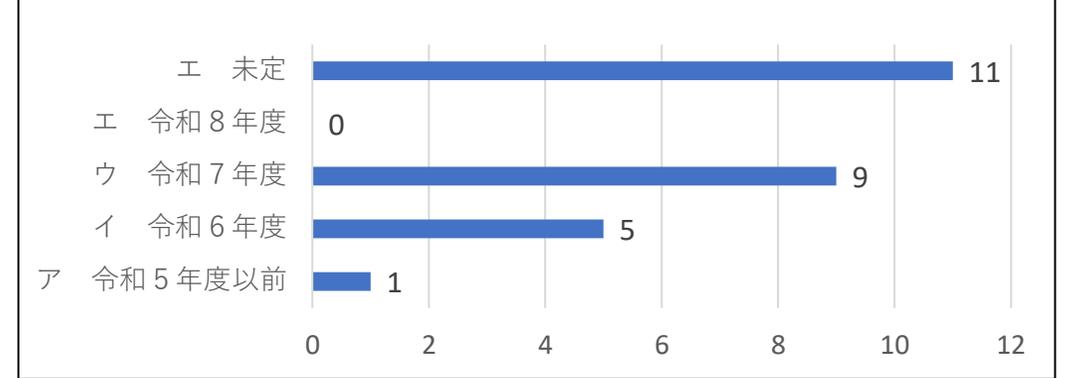
- ・年長児支援事業(就学準備教室)個別発達支援への勧奨
- ・教育委員会との情報共有、教育委員会の就学前の教育相談の案内
- ・療育機関につながっていたため、経過観察のみのケースであったが、健診に来所していただくことで、小学校就学に向いて現状のままでいいのか悩んでいたことが分かり、相談にのることができた。
- ・就学相談の紹介、医療機関への相談時期等

実施に向けた準備状況

5歳児健康診査(実施予定)(n=43)

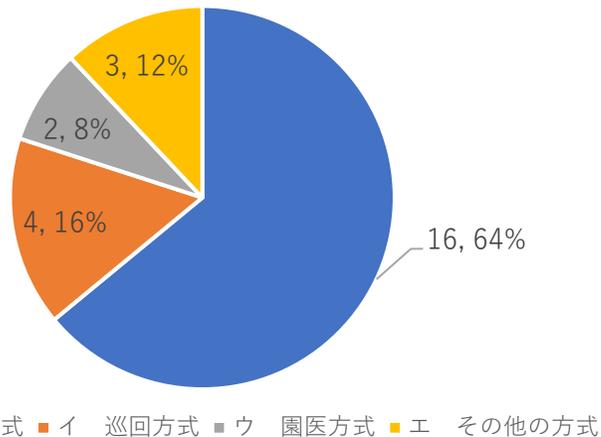


実施時期(n = 26)



令和5年度以前 能勢町
令和6年度 柏原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、大阪狭山市

実施方式 (n = 26)



自由記載

センター方式

- ・所属園の数が多く、また市外に通園している児もおり、巡回や園医方式は難しいため。
- ・来所希望者全員に来てもらいやすい方法を考慮
- ・3歳半健診等の既存の健診がセンター方式であるため、イメージ・周知しやすい。
- ・巡回方式は他市の幼稚園等に通園している方への対応ができない。
- ・他の乳幼児健診と同様方式の方が実施しやすいため
- ・消去法です。乳幼児健診と同様に実施したほうが保護者の同意を得やすい、健診体制を確保しやすいと考えました。

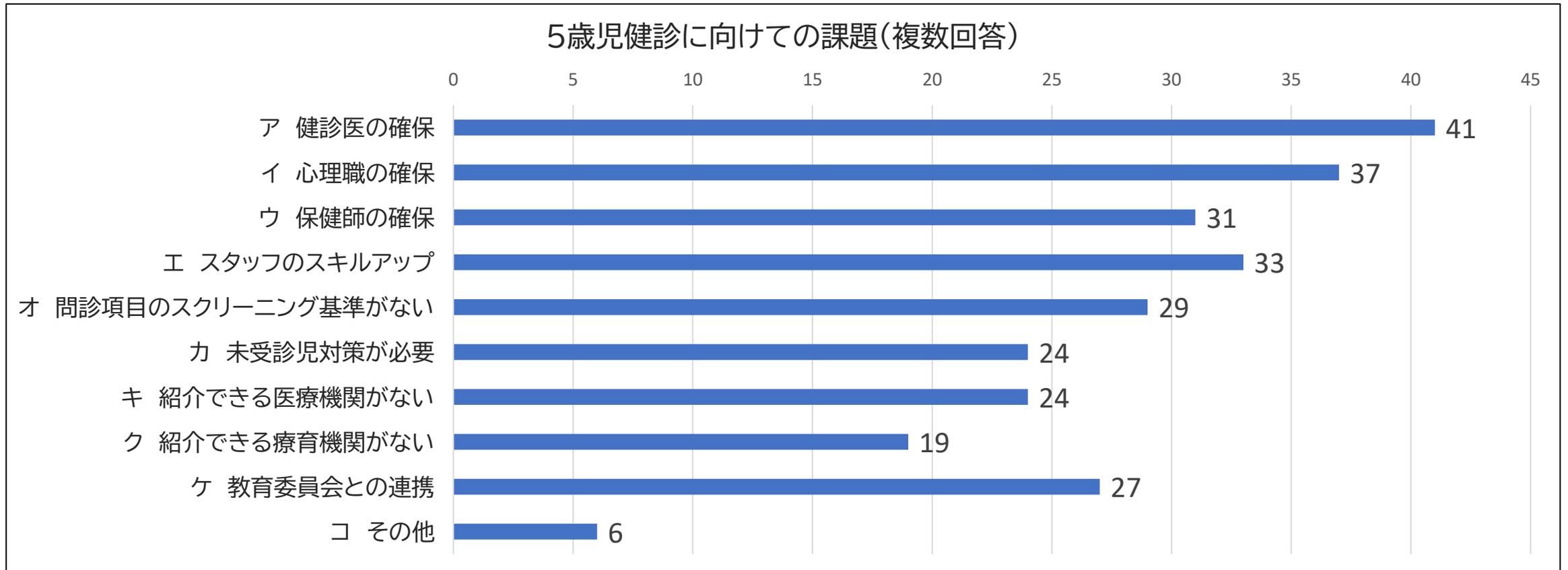
巡回方式

- ・こどもたちの集団行動を観察できる、こども同士の関わりを観察できる、保育所等の先生方と直接相談できる。

その他

- ・医師等の専門職及び場所の確保ができず、健診としての実施が困難であるため、現行の5歳発達相談を拡充し実施予定。
- ・他市の園に通う児や欠席・未所属児への対応として、手段方式を一部実施することを検討している。
- ・巡回方式と園医方式を組み合わせる実施できないか検討中

5歳児健診についての現状と課題について(全市町村)



<具体的意見>

- ・医療機関が少ないため、診断可能医療機関に受診者が集中する可能性がある。
- ・園との連携に係る人員確保、会場確保、予算確保(補助金では足りない)、健診後の事後処理の業務の多さによるマンパワーの不足
- ・タイムリーに紹介できる医療機関の確保健診後や就学後のフォロー体制の整備が必要である。
- ・現在、支援学級や通級指導教室の利用者が急増し、支援体制の課題(予算や人材不足等)がいわれている中、5歳児健診導入後、発達フォロー児が増加した場合、学校の支援体制整備が進むのかという不安がある。
- ・保育所・幼稚園・園医等との連携予算の確保

令和6年度第1回大阪府発達障がい児者支援体制整備検討部会

乳幼児健診等で発見された発達特性のある子どもの支援スキームについて

こどもワーキンググループで出たご意見（令和6年6月28日開催）

〈支援者のスキルについて〉

- ・ 健診に行っても保健師が様子見の判断をして支援につなげられていないケースもあるのではないか。
- ・ 特性について根拠をもって説明し、次のサポートについて親が見通しをもてるように案内できるスキルが必要。
- ・ 人手不足や経験年数の少ない職員の増加もあり、心理士の確保や保健師のスキル向上は市町村の課題としてある。
- ・ 課題やしんどさはずっと抱えながら大人になるまで過ごしていくんだよということを誰も言ってくれていないことが、支援が抜け落ちたり、切れ目ができることの根底にはあるのではないか。

〈制度的な課題等〉

- ・ 小さなうちから気づきのある保護者も多いが、その保護者を丁寧にサポートする家族支援の機能は不足している。
- ・ 5歳児健診にどのようなメリットがあり、就学前健診とどうつなぐのかの部分が不明確なままであることは課題。
- ・ 乳幼児健診と就学前健診の情報が就学先の学校で活かされているのか疑問。
- ・ 学校の健診は集団で学べるかというところが中心となり、5歳児健診と視点が違う。
5歳児健診でその子が将来困る可能性のようなものが分かるようになれば良い。
- ・ 3歳までの健診で気になる子が、療育拠点、発達支援拠点、相談機関に繋がっている部分と、今回の5歳児健診、就学児健診がうまくつながっていくようなスキームが必要。

〈その他必要な支援等〉

- ・ 当事者や家族の声も含めて府の実態を把握すべき。
- ・ 気になる子がすぐに療育を受けられたり短期間でも入口の部分でフォローできるような体制があればよい。
- ・ 療育の前提として診断があるのであれば、初診待機の課題を解消するためのアイデアも早期支援には必要。

令和7年度概算要求のEBPM「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業」

令和7年度概算要求からEBPMを導入

確かなエビデンスにもとづいて政策の決定や実行、効果検証を行う

課題データ	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診の市町村実施率（2023年度） 1か月児 31.1%、3～5か月児 99.1%、9～11か月児 77.8%、5歳児 14.1% ※1歳6か月児、3歳児は法定 健診受診人数（2022年度）… 1～2か月児 208,798人、4～6歳児健診 41,138人 「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う人の割合… 30.9%（2023年）
-------	---

事業	「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業	令和7年度概算要求額：16億円
	乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。	

EBPM目標	アウトプット	「1か月児」及び「5歳児」健康診査を実施する市町村に補助金を交付する（本事業実施自治体数の増加） 2025年度 1か月児健診 1,045自治体（118自治体） 5歳児健診 1,045自治体（59自治体）
	短期アウトカム	「1か月児」及び「5歳児」健診の実施率が増加することで、より健診を受診できるようになる（健診受診人数の増加） 2026年度 1か月児健診 432,000人 5歳児健診 486,000人
	長期アウトカム	本事業の実施と合わせて、「1か月児」及び「5歳児」健診の全国展開が図られる社会を目指す（健診の実施率の増加） 2028年度 100%
	保護者の子育てが地域で支えられていると思う人の割合（現状30.9%）の増加	

※アウトプットの（）内は直近の実績値

府においては、令和5年度国庫補助を活用して実施（ ）

1か月児健診	18
5歳児健診	1

目標	こども・若者の権利保障とその視点の尊重、意見聴取と対話	良好な成育環境の提供	すべてのこども・若者の健やかな成長の保障	結婚・子育てに関する希望の形成とその実現を阻む隘路の打破
	こども・若者の幸福な生活 / 少子化トレンドを大きく変える / 未来を担う人材の育み			

令和7年度概算要求額 4.0億円（一）

事業の目的

- 3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診については、集団健診で行っている自治体も多く、また、法定ではなく任意健診であるが、身体の異常の発見や発達の評価を行うために重要な健診であり、すべての自治体で健診実施を行えるように体制整備を行う必要がある。
- しかし、一部の自治体では健診が未実施となっており、その理由としては、
 - ①健診医が確保できない
 - ②医師以外の専門職が確保できない
 - ③健診実施に当たっての基本的な運営や、特に5歳児についてフォローアップも含めた体制整備が困難といった課題が挙げられた。
- また、一部地域では会場までの距離が遠く、乳幼児健診の交通費がかかるなどの課題も挙げられている。
- そのため、各自治体において、小児科医や専門職の確保が難しい地域や、過疎地等での健診実施を図るため、健診実施の体制整備を行えるよう支援をする必要がある。

令和7年度
補助単価の見直し

国通知(令和6年6月
令和5年度補正予算
に係るQAより)

今後2～3年を目途に、
抽出健診が可能

事業の概要

- 都道府県事業
 - (1) 関係団体との調整や、広域連携の実施等の健診実施に向けた調整、研修についての補助
(3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診)
- 市町村事業（※申請市町村に一定の制限を課す予定）
 - (2) 健診医や多職種連携のための専門職等の確保のための派遣費用等の補助（3～6か月児健診、9～11か月児健診）
 - (3) 乳幼児やその保護者が、遠方の乳幼児健診の実施場所へ移動する際にかかる交通費の補助（3～6か月児健診、9～11か月児健診）
 - (4) 各健診の運営や基礎的な事項に関する研修、5歳児健診特化のフォローアップ体制の研修費用（保健師・心理士等の医療従事者が対象）
(3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診)

実施主体等

【実施主体】	(1) 都道府県、(2)～(4) 市町村	【補助率】	1/2
【補助単価】	(1) 1都道府県あたり 2,715,000円	(2)	1市町村あたり 1,409,000円
	(3) 移動に要した費用の8割を補助	(4)	1市町村あたり 600,000円

さいごに

乳幼児健康診査の推進のため、引き続き
各団体のご理解ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました